

保福第1898号

令和8年1月30日

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長 様

京都市長 松井孝治



令和8年度京都市国民健康保険事業について（諮問）

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定に基づき、下記の事項について、諮問します。

記

国民健康保険料の賦課限度額の改定について

基礎賦課額の賦課限度額を66万円から67万円としたうえで、子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額を3万円にすること。

（諮問理由）

国民健康保険料については負担の上限額が定められているため、中間所得者層を中心とした限度額に至らない世帯においては、医療費等の増加などにより保険料負担が増加する傾向にあります。

このような状況のもと、国においては令和8年度から保険料賦課額の賦課限度額を引き上げる政令改正が決定されました。本市においても、中間所得者層の負担軽減の観点から、政令にあわせて基礎賦課額の賦課限度額を66万円から67万円に改定することとしたいと考えております。

また、令和8年度から、子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を保険料として徴収することとしており、賦課限度額について政令に合わせて3万円とすることとしたいと考えております。

以上の理由により、諮問いたします。